

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

Vol.211

平成23年6月7日

厚生労働省老健局振興課

[貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願ひいたします。]

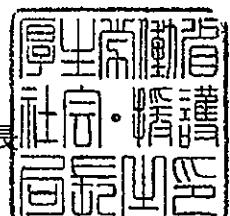
連絡先 TEL : 03-5253-1111(法令係・内線3937)

FAX : 03-3503-7894

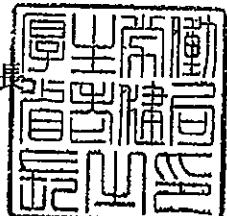
社援発 0601 第2号
老発 0601 第1号
平成23年6月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所に
おける障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号）及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成23年厚生労働省告示第177号）が平成23年6月1日に公布され、同日から施行されたところである。

その内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市（区）町村に対して周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いする。

記

第1 改正の趣旨

1 「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について

構造改革特別区域計画の認定を受けた地域においては、障害者又は障害児が、障害者自立支援法による自立訓練、児童デイサービス又は短期入所を利用する事が困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）による指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしていたところである。

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成23年3月30日構造改革特別区域推進本部）を踏まえ、短期入所については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとする。

また、自立訓練については、構造改革特別区域計画の認定を受けた地域において指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供する際の要件として、基準該当自立訓練計画の策定等を追加することとする。

2 短期入所に係る報酬について

短期入所については、構造改革特別区域計画の認定を受けずに指定小規模多機能型居宅介護事業者がサービスを提供することができることとしたことを踏まえ、その際の報酬について、新たに単価を設定する。

第2 改正の概要等

1 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）関係

構造改革特別区域内における介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、当該地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受ける事が困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通りサービスを行う場合に、当該通りサービスを自立訓練と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練事業所とみなすための要件として、基準該当自立訓練計画の作成等を追加すること。

なお、基準該当自立訓練計画の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとすること。この場合において、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任

者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。なお、自立訓練（機能訓練）を実施する場合は地域生活（身体）分野及び自立訓練（生活訓練）を実施する場合は地域生活（知的・精神）分野をそれぞれ受講すること。（特区省令第4条第1項、同条第2項関係）

- 2 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）関係

一定の要件を満たした介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供する場合には、当該宿泊サービスを基準該当短期入所と、当該宿泊サービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当短期入所事業所とみなすこと。（指定障害福祉サービス基準第125条の2、第125条の3関係）

- 3 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）関係

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が実施する基準該当短期入所サービスについては、1日につき757単位（通いサービスを利用した日においては231単位）を算定することとしたこと。

また、当該基準該当短期入所サービスについては、食事提供のための体制を整えている場合に食事提供体制加算を算定できることとしたこと。（報酬告示別表第7の1の二、同表第7の1の注11～12、同表第7の8関係）

第3 その他留意事項

各都道府県においては、サービス管理責任者研修等の実施に当たっては、障害福祉担当部局と介護保険担当部局との連携に努めつつ、関係事業所への周知徹底を図り参加を勧奨するなど必要な対応をとられたい。

また、特区省令の改正に伴い、別途、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について（平成19

年2月19日障障発第0219001号・老振発第0219001号) の一部改
正を行ったので、御了知願いたい。

障障発 0601 第1号
老振発 0601 第1号
平成 23 年 6 月 1 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中、核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚 生 労 働 省 老 健 局 振 興 課 長



構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における
障害児（者）の受入事業」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成23年3月30日構造改革特別区域推進本部）を受け、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号）が平成23年6月1日公布され、同日から施行されたことにより、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」」（平成19年2月19日付障障発第0219001号・老振発第0219001号）を別紙の新旧対照表のとおり一部改正することとしたので、御了知の上、管内市（区）町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものである。

新旧対照表

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について

(平成19年2月19日障障発第0219001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・老振発第0219001号厚生労働省老健局振興課長連名通知) (抄)

(下線の部分は改正部分)

| 改正後 | 現 行 |
|---|--|
| <p>1 目的</p> <p>近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」という。）を利用することができるが、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。</p> | <p>1 目的</p> <p>近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」という。）を利用することができるが、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）<u>又は宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）</u>を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。</p> |
| <p>2 対象者</p> <p>(1) 指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしていること。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> | <p>2 対象者</p> <p>(1) 指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしており、かつ、<u>宿泊サービスを利用するに当たっては指定短期入所の対象要件を満たしていること。</u></p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> |

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとすること、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとすることにより実施する。

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとすること、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとすることにより実施する。

また、当該通いサービスを利用するため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児が当該小規模多機能型居宅介護事業所において提供される宿泊サービスを利用する場合は、当該宿泊サービスを障害者自立支援法に基づく指定短期入所とみなすことにより実施する。

4 利用単価

| 利用するサービス | 利用者 | 支弁基準額 |
|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合 | 障害程度区分3（50歳以上の者にあっては区分2）未満の障害者 | 基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。 |
| | 障害児 | 基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする |

4 利用単価

| 利用するサービス | 利用者 | 支弁基準額 |
|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合 | 障害程度区分3（50歳以上の者にあっては区分2）未満の障害者 | 基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。 |
| | 障害児 | 基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする |

| | | |
|---------------------------------|--------------------|------------------|
| 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを1回利用する場合 | 障害児及び障害程度区分1以上の障害者 | 指定短期入所の単価と同額とする。 |
|---------------------------------|--------------------|------------------|

(注) 1 指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを利用している日において通いサービスを利用している場合は、当該通いサービスの利用に係る基準該当機能訓練サービス費、基準該当生活訓練サービス費又は基準該当児童デイサービス費は算定することはできない。

2 障害者又は障害児が指定小規模多機能型居宅介護のうち、宿泊サービスを利用する場合の単価の区分は、当該障害者又は障害児が指定短期入所を利用する場合の障害の程度を適用した単価の区分とする。

5 留意事項

(1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

①～④ (略)

5 留意事項

(1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

①～④ (略)

⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第125条の2の規定により基準該当短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を通りサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲とすること。

⑥ (略)

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設又は指定自立訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※ 障害児（者）を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害児（者）関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、以下のものを想定。

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児（者）に対して適切に処遇できるよう、障害の種別や程度に応じて自立訓練事業所、児童デイサービス事業所、障害児通園施設等に実習・研修会等の定期的な実施を依頼し、職員にこれに参加させることを通じて必要な資質を向上させること。
- ・ 障害児（者）に対する個々の処遇につき疑義が生じた場合などに必要な助言や支援を受けること。

⑧ 障害者又は障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通りサービスを行い、当該通りサービスを自立訓練又は児童デイサービスとみなす場合には、それぞれ基準該当自立訓練計画又は基準該当児童デイサービス計画（「基準該当自立訓練計画等」という。以下同じ。）の作成等を行うこと。

⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を通りサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲とすること。

⑥ (略)

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設、指定自立訓練事業所又は指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

⑧ 障害児に対して 指定小規模多機能型居宅介護のうち通りサービスを行い、当該通りサービスを児童デイサービスとみなす場合には、基準該当児童デイサービス計画の作成等を行うこと。なお、基準該当児童デイサービス計画の作成に関する業務は、基準該当児童デイサービス計画を作成するために

なお、基準該当自立訓練計画等の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画等を作成するために必要な研修を受けた者が担当することとすること。この場合において、基準該当自立訓練計画等を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

（自立訓練（機能訓練）を実施する場合は地域生活（身体）分野、自立訓練（生活訓練）を実施する場合は地域生活（知的・精神）分野及び児童デイサービスを実施する場合は児童分野をそれぞれ受講すること。）

(2) (略)

必要な研修を受けた者が担当するものとすること。この場合において、基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について

（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「「サービス管理責任者研修」標準カリキュラム」における「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。

(2) (略)

参考

構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅 介護事業所における障害児（者）の受入事業」について

1 目的

近隣において、障害者自立支援法に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「指定児童デイサービス」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。

2 対象者

- (1) 指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしていること。
- (2) 身近な場所で、指定自立訓練を利用する事が困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用する事が困難な障害児であること。
- (3) 障害者については、介護保険給付の対象とならない65歳未満のこと。

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用する事が困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすことと、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用する事が困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく児童デイサービスとみなすこととすることにより実施する。

4 利用単価

| 利用するサービス | 利用者 | 支弁基準額 |
|---------------------------------|--------------------------------|--|
| 指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合 | 障害程度区分3（50歳以上の者にあっては区分2）未満の障害者 | 基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。 |
| | 障害児 | 基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする。 |

5 留意事項

- (1) 障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。
- ① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。）を25人以下とすること。
- ② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。
- ③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- ④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者数については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数と障害者又は障害児の利用者の数の合計数で指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。
- ⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第125条の2の規定により基準該当短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

⑥ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43m²以上であること。

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設又は指定自立訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※ 障害児(者)を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害児(者)関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、以下のものと想定。

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児(者)に対して適切に処遇できるよう、障害の種別や程度に応じて自立訓練事業所、児童デイサービス事業所、障害児通園施設等に実習・研修会等の定期的な実施を依頼し、職員にこれに参加させることを通じて必要な資質を向上させること。
- ・ 障害児(者)に対する個々の処遇につき疑義が生じた場合などに必要な助言や支援を受けること。

⑧ 障害者又は障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通りサービスを行い、当該通りサービスを自立訓練又は児童デイサービスとみなす場合には、それぞれ基準該当自立訓練計画又は基準該当児童デイサービス計画(「基準該当自立訓練計画等」という。以下同じ。)の作成等を行うこと。なお、基準該当自立訓練計画等の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画等を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとすること。この場合において、基準該当自立訓練計画等を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について(平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修」標準カリキュラムにおける「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義(3時間)」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習(10時間)」に相当する研修とすること。(自立訓練(機能訓練)を実施する場合は地域生活(身体)分野、自立訓練(生活訓練)を実施する場合は地域生活(知的・精神)分野及び児童デイサービスを実施する場合は児童分野をそれぞれ受講すること。)

(2) 利用に当たっては、各市区町村の障害福祉担当部局と介護保険担当部局との間で利用状況及び利用実績の情報交換等を密に行い、十分な連携・調整を図ることにより、円滑に利用できるよう努めること。また、各都道府県及び各市区町村間においても、緊密な連携を図ること。